

2025年12月

長崎県知事選挙 立候補予定者 様

長崎県被爆二世の会
会長 小宮伸二
(公印略)

「被爆二世・三世に関する公開質問状」への回答のお願い

このたびは2026年2月に予定されています長崎県知事選挙に立候補予定とのこと、長崎県政発展のために尽力しようとの決意に、心から敬意を表します。

さて、私ども長崎県被爆二世の会は、毎年長崎県に対して「被爆二世・三世に関する申し入れ」を提出し、国家補償と被爆二世・三世への適用を明記した被爆者援護法の改正を国に対して強く働きかけることや、重点課題5項目（①生活と健康についての実態調査、②健康診断の充実（ガン健診の追加）、③医療措置（再検査及び治療にかかる費用負担）、④被爆者援護法を適用し『被爆二世健康手帳（仮称）』の発行、⑤健康診断の被爆三世への受診拡大）など自治体独自の援護対策を講じることを求めてまいりました（詳しくは、当会発行の「長崎の被爆二世－援護と核廃絶をめざして－」を寄贈させていただきますので、ご覧ください）。しかし、長崎県は、私たちが置かれた立場、原爆放射線の遺伝的影響を否定できない状況に置かれた核の被害者であり、健康不安や健康被害に苦しみ、社会的偏見や差別にさらされているということを理解していただかず、被爆者援護法の改正を国に働きかけることなく、「被爆二世・三世対策は国が国の責任で行うべき」と長崎県独自の援護対策も講じようとしてきませんでした。

そこで、長崎県知事選挙立候補予定者に期待して、別紙の通り6点について質問させていただきます。なお、この回答については、長崎県知事選挙前に、公表させていただきますので、そのことをご理解の上、回答していただきますようお願い申し上げます。

また、誠に申し訳ありませんが、2026年1月14日（水）までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

被爆二世・三世に関する公開質問状

お名前（ ）

1 当会では、被爆二世・三世を「5号被爆者」として被爆者援護法に位置づけ、被爆二世・三世にも被爆者援護法を適用することを求めています。国家補償と被爆二世・三世への適用を明記した被爆者援護法の改正を国（政府）、国会に対して強く働きかけていただけますか。

どちらかを選択してください。

働きかける 働きかけない

（よろしければ理由をお書きください）

2 当会では被爆二世・三世に対する長崎県独自の措置として、重点課題5項目を要求しています。

（1）被爆二世・三世に対する「生活と健康についての実態調査」については実施していただけますか。どちらかを選択ください。

実施する 実施しない

（よろしければ理由をお書きください）

（2）「被爆二世健康診断の充実（ガン健診の追加）」については実施していただけますか。どちらか選択してください。

実施する 実施しない

（よろしければ理由をお書きください）

(3) 被爆二世健康診断で要精密検査となった場合、「医療措置（再検査及び治療にかかる費用負担）」については実施していただけますか。どちらかを選択ください。

実施する 実施しない

(よろしければ理由をお書きください)

(4) 被爆二世・三世に被爆者援護法を適用し『被爆二世健康手帳（仮称）』の発行については実施していただけますか。どちらかを選択ください。

実施する 実施しない

(よろしければ理由をお書きください)

(5) 「被爆二世健康診断の被爆三世への受診拡大」については実施していただけますか。どちらかを選択ください。

実施する 実施しない

なお、長崎県独自の措置として実施していただけない場合、国に対して要望していただけますか。どちらかを選択ください。

要望する 要望しない

(よろしければ理由をお書きください)

ご協力ありがとうございました。感謝申し上げます。

問い合わせ先：長崎県被爆二世の会 事務局長 崎山 昇
090-2519-2066